

# 下請資金繰り支援事業について

## 中小・中堅下請建設企業等の財務状況の改善・経営の強化を応援します

国土交通省総合政策局建設市場整備課



### 1 はじめに

わが国の経済状況は、本年7月の月例経済報告によれば、景気は厳しい状況にあるものこのところ持ち直しの動きが見られるとされるなど、先行きの明るさが指摘されるようになってきたが、他方、建設市場については、同年7月発表の建設工事受注動態統計調査によれば、本年5月の受注高が7カ月連続の前年割れとなり、平成12年度の統計開始以来、5月として過去最低を記録するなど、依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況下、国土交通省においては、昨年11月、元請建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権を活用し、工事の出来高を超える部分も含めて融資を受けることができる「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、元請建設企業の資金繰り対策を講じてきたところであるが、今般、下請建設企業および資材業者（以下「下請建設企業等」という）の経営強化対策として、本年5月に成立した平成21年度補正予算において96億円を計上し、下請建設企業等の資金繰りの円滑化のための措置を講じることとした。

今般の措置である「下請資金繰り支援事業」は、下請建設企業等が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係

る債権（以下単に「債権」という）をファクタリング会社（債権買取・回収会社）が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を図る（買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失を補償する）ことにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、これにより下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする事業である。

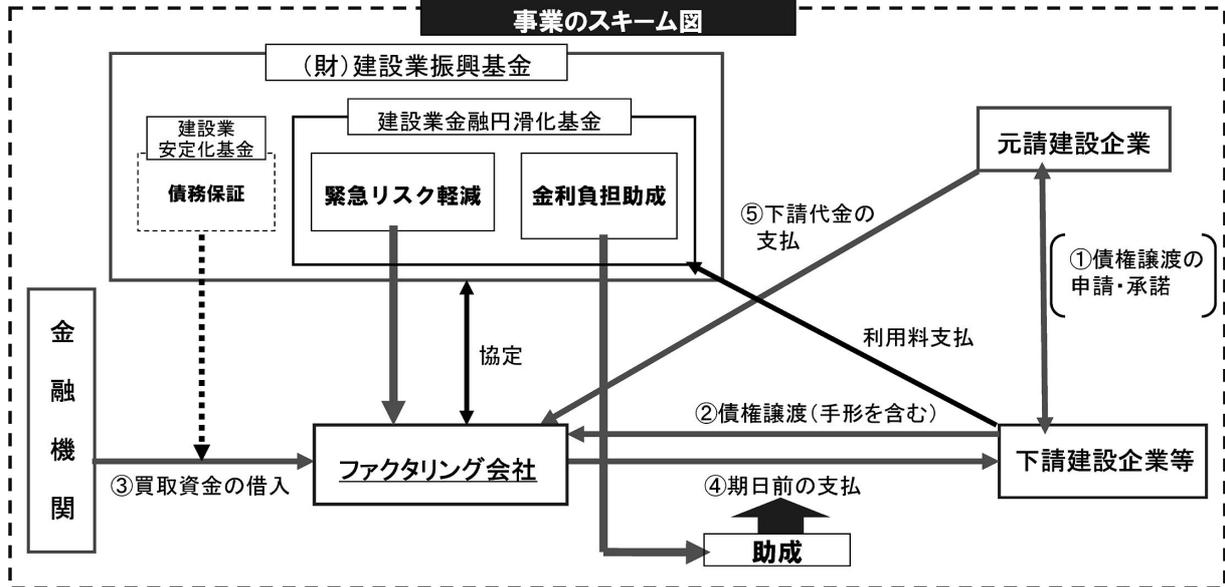
なお、本事業では、債権のほか、工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形の買取も対象としている（ただし、手形期間が120日を超えない手形に限る。以下、「債権」という場合には手形も含む）。

本事業は、国土交通省建設流通政策審議官から財団法人建設業振興基金理事長あての通知「下請資金繰り支援事業について」（平成21年6月15日付け国総建第67号、国総建整発第67号）に基づき、平成21年7月1日から開始されており、7月1日現在、北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービスおよび株式会社建設総合サービスの3社がファクタリング会社として活動を行っている。本事業は、平成23年3月31日までに買い取られた債権が対象となる時限的措置であるが、事業の実施状況等を踏まえ、事業が円滑に実施され

## 事業の概要

- 下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図るため、緊急的に下請建設企業等の保有する債権を買い取る事業を実施（平成23年3月31日までの時限措置）。
- 下請建設企業等の金利負担の軽減を図るとともに、緊急的にリスク軽減を図るための助成を実施。

## 事業のスキーム図



下請資金繰り支援事業について（平成21年度補正予算額 96億円）

るよう適宜見直ししていくこととしている。以下、本事業の内容を紹介する。

## 2 本事業の対象

### (1) 対象となる下請建設企業等

本事業の対象となる下請建設企業等は、資本の額もしくは出資の総額が20億円以下、または常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業であって、①元請建設企業から当該建設工事の全部または一部を直接請け負っているいわゆる一次下請建設企業、または、②元請建設企業に当該建設工事に関する資材を直接供給している資材業者としている。今回、対象を一次下請建設企業に限定し、いわゆる二次や三次の下請建設企業を対象としていない趣旨は、買取の対象となる債権の債務者または手形の振出人を一定の信用力を有する元請建設企業に限るためである。

### (2) 対象となる債権

#### ① 債権の成因要件

本事業による買取の対象となる債権は、元請建

設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとしている。債務者と債権者が同一の者であっても、建設工事と関係のない債権は対象とならない。

#### ② 債務者または手形振出人となる元請建設企業の要件

前述のとおり元請建設企業に一定の信用力を求める観点から、本事業による買取の対象となる債権は、以下の要件をすべて満たす元請建設企業が債務者または手形振出人であるものとしている。

- 1) 本事業に基づき債権の買取を実施しようとする日が属する年度またはその前年度に公共工事（国，特殊法人等または地方公共団体が発注する建設工事をいう）の受注実績があること。
- 2) 破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- 3) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- 4) 財務内容の健全性が著しく損なわれている

者でないこと。

5) 本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと。

(3) ファクタリング会社

本事業を適切に実施するため、ファクタリング会社は、以下の要件をすべて満たす者であって、財団法人建設業振興基金が認める者としている。

- ① 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の買取事業を確実に実施するに足りる財産的基礎および社会的信用を有していること。
- ④ 本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと。



### 債権買取限度額等

ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の元請建設企業や下請建設企業等に係る債権の買取りに偏らず、幅広く本制度を利用していただけるよう、以下のように、ファクタリング会社ごと、元請建設企業ごとおよび下請建設企業等ごとに債権の買取限度額を設けることとしている。このため、限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の買取りができない場合がある。

(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額  
ファクタリング会社1社ごとの債権買取限度額（限度額は買取債権の残高ベースで表示。以下同じ。）は、ファクタリング会社の純資産の25倍の範囲内で、本事業について財団法人建設業振興基金とファクタリング会社とが締結する協定（以下単に「協定」という）の中で定めることとしている。

(2) 元請建設企業ごとの債権買取限度額

- ① 買取対象となる債務の債務者または手形の振出人となる元請建設企業1社当たりの債権買取限度額については、ファクタリング会社ごとに元請建設企業1社当たり5億円の範囲内で、協

定の中で定めることとしている。

- ② 複数あるファクタリング会社全社を通じて総合計した一つの元請建設企業に係る債権買取限度額については、財団法人建設業振興基金が、当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、元請建設企業ごと個別に定めることとしている。なお、財団法人建設業振興基金は、ファクタリング会社全社を通じて総合計した一つの元請建設企業に係る債権買取残高が上記の限度額を超えないよう、①の限度額を引き下げる等必要な措置を講ずることとしている。

(3) 下請建設企業等ごとの債権買取限度額

- ① 下請建設企業等1社当たりの債権買取限度額については、ファクタリング会社ごとに当該下請建設企業等の規模に応じ、1億円、3億円または5億円の範囲内で協定において定めることとしている。
- ② 債権のリスク分散、ファクタリング会社における買取りコストの適正化の観点から、ファクタリング会社が下請建設企業等から債権を買い取る際の買取下限額を、買取り1回当たり500万円を下限として協定において定めることとしている。なお、1回に複数の債権を買い取る場合は、当該複数の債権の債権金額の合計額が、上記に定める買取下限額以上であればよいこととしている。

(4) 債権の利率（買取料率）の上限

ファクタリング会社が債権買取りの際に設定する利率（買取料率）については、年率15%を上限としている。

(5) 損失補償限度額

ファクタリング会社が受けられる損失補償の限度額は、平成21年度補正予算により、財団法人建設業振興基金に交付された金額および本事業を利用する下請建設企業等が支払う利用料金（後述）により、財団法人建設業振興基金内に造成された建設業金融円滑化基金の範囲内で、債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと協定の中で定めることとしている。

## 4

## 協定の締結

財団法人建設業振興基金と認定を受けたファクタリング会社は、本事業の実施に当たり、包括的な協定を締結することとしている。協定においては、次のような事項について定めることとしている。

- ・各債権買取限度額および損失補償限度額
- ・利用料金の徴収および基金への支払いのための必要な手続
- ・金利負担助成の実施手続
- ・損失補償の実施手続
- ・ファクタリング会社が財団法人建設業振興基金に対して行う下請建設企業等の債権の買取実績および損失の発生実績に関する報告手続や、損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

## 5

## 債権買取

4.の協定を締結して債権買取を行うファクタリング会社における買取の流れは、次のとおりである。

- ① 下請建設企業等は、債権をファクタリング会社に譲渡し、ファクタリング会社は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。ファクタリング会社は債権を買い取る際、債権の内容に応じて割引料等の金利（買取料率）を設定し、下請建設企業等はその金利を負担することとなるが、この買取は、買戻し条件のない買取であるため、債権回収に係るリスクはファクタリング会社が負うこととなる。
- ② 下請建設企業等は、債権を譲渡する際、債権額の年率1%に相当する利用料金をファクタリング会社を通じて財団法人建設業振興基金に支払う。
- ③ ファクタリング会社は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

## 6

## 金利負担助成

下請建設企業等が負担する金利（買取料率）について、本事業では、財団法人建設業振興基金が、下請建設企業等に対しその金利の2分の1（ただし年率3%を上限）を助成し、下請建設企業等の負担を軽減することとしている。助成の流れは次のとおりである。

- ① 財団法人建設業振興基金から助成金を受け取るファクタリング会社は、債権を買い取る際、その設定する債権の金利から助成料率相当分を差し引く（下請建設企業に対する助成をファクタリング会社が立て替えて実施する）。
- ② 財団法人建設業振興基金は、ファクタリング会社の債権買取額の実績をもとに、後日、ファクタリング会社に対して、ファクタリング会社が立て替えた助成金相当額を交付する。

## 7

## 損失補償

財団法人建設業振興基金は、ファクタリング会社が下請建設企業等から買い取った債権の全部または一部の回収が、元請建設企業に係る民事再生手続開始、手形交換所による取引停止処分等の事由により困難となり、ファクタリング会社に損失が生じたときは、原則として、当該損失金額の95%相当額を補償することとしている。この損失補償の仕組みにより、ファクタリング会社による債権の買取が促進されるものである。

なお、ファクタリング会社は、損失補償金の支払いを受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、回収額の一定割合を財団法人建設業振興基金に返戻することとしている。

## 8

## 留意事項等

本事業は、手形を含む債権の買取を促進し、下請建設企業等における早期の現金化を支援する事

## 下請資金繰り支援事業

がスタートしました。(平成23年3月31日までの買取が対象)

～下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)のファクタリング会社(債権買取会社)による買取を促進することにより、下請建設企業等の資金繰りを支援します!～

### 下請資金繰り支援事業のポイント

- **買戻しの条件なしで債権(手形を含む。)を買い取ります。**  
※ ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の下請建設企業等や元請建設企業に係る債権の買取に偏らず幅広くご利用いただけるよう、ファクタリング会社ごと、一の下請建設企業等ごと及び一の元請建設企業ごとに債権の買取限度額が設定されるため、限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の買取をお断りすることがあります。
- **債権譲渡時に、下請建設企業等がファクタリング会社に対して支払う買取料率の一部(買取料率の2分の1(ただし債権の年率3%を上限))を助成し、買取料金を低減します。**
- **なお、下請建設企業等は、本事業を利用して債権を譲渡する場合、利用料金(債権の年率1%)を支払う必要があります。(利用料金は、本事業の助成や損失補償の資金として活用されます。)**  
※ 上記の条件の買取を行うため、(財)建設業振興基金が、ファクタリング会社に対し、債権買取時に買取料率助成分の金額を交付するとともに、買い取られた債権が回収困難となった場合に損失補償を行います。

### 下請資金繰り支援事業の債権買い取り例

たとえば、**額面1,000万円の債権(手形)を買い取る場合...**  
(ファクタリング会社による買取料率が年率8%、債権(手形)の支払期日までの期間を3ヶ月とすると)

**買取金額は、985万円になります。**

※ 債権(手形)の期間が3ヶ月なので、実際の各利率は、買取料率(年率8%)→3ヶ月で2%[20万円]、利用料金(年率1%)→3ヶ月で0.25%[2.5万円]、助成料率(年率3%)→3ヶ月で0.75%[7.5万円]となり、985万円[1000万円-20万円-2.5万円+7.5万円]となります。

### 本事業の債権買取を行うファクタリング会社 (平成21年7月1日現在)

北保証サービス株式会社 TEL 011-241-8654  
株式会社建設経営サービス TEL 03-3545-8562  
株式会社建設総合サービス TEL 06-6543-2843

※ 本事業の債権買取を行うファクタリング会社が、今後、順次、追加的に(財)建設業振興基金にて決定されたときは、当該基金のホームページ([http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei\\_safty\\_rela.html](http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_safty_rela.html))において公表されます。

### 【制度に関する問い合わせはこちらへ】

国土交通省 建設市場整備課、建設業課 TEL 03-5253-8281  
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575



業であるが、他方、国土交通省においては、かねてから、下請代金の支払の適正化等について、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(平成20年11月27日付け国総入企第14号)等により、「下請代金の支払は、できる限り現金払することとし、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意する」よう、また、元請負人は「下請負人が債権譲渡承諾

について依頼してきた場合は、その承諾について配慮する」よう、建設業界団体等に依頼をしてきているところであり、この依頼の趣旨は本事業の開始後においても変わるものではない。

国土交通省としては、元請建設企業において、本事業に対する十分なご理解をいただきつつ、引き続き、下請代金の適正な支払を継続していただくとともに、下請建設企業等において、本事業の趣旨を十分にご理解の上、本事業の活用を図っていただきたいと考えている。